

国民年金だよ



「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、年末調整・確定申告まで大切に保管してください。

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です。

国民年金保険料は所得税および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の所得金額から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成28年1月1日から12月31日までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、自分の保険料だけではな

く、配偶者や家族(子どもなど)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成28年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。(平成28年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

年金受給者が住所を変えるとき

年金を受けている方が、引っ越しなどで住所を変更するときは、「年金受給権者住所変更届」の届出が必要です。届書は、年金事務所または市町村役場の窓口に備えてあります。また、日本年金機構のHPからもダウンロードできます。

日本年金機構から複数の年金を受けているときは、届書ですべての年金の住所が変更されます。

日本年金機構に住民票コードが登録されている方は、住基ネットの異動情報の活用により住所変更の届出は原則不要になります。ただし、住民票の住所と違う場所にお住まいの方や、成年後見を受けている方などは、届出が必要です。

■提出についての注意点

住所変更の届出の際は、年金番号のわかる書類と印鑑をお持ちください。住所を変更してから10日以内にお願います。

厚生年金保険の加入者は、別途、会社から年金事務所へ「被保険者住所変更届」の提出が必要です。



国民年金第1号被保険者の住所変更手続き

第1号被保険者の方で住所の変更があったときは、役場窓口にて「被保険者住所変更届」を提出してください。届書は窓口においていますので、年金番号のわかる書類と印鑑を持ってお越しください。

第2号・第3号被保険者の方は会社から年金事務所へ「被保険者住所変更届」の提出が必要です。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話 34-2121 内線 413
日本年金機構 旭川年金事務所
電話 0166-72-5002